

# 「実務修習業務規程施行細則」の一部改正について

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
実務修習運営委員会

## 1. 改正の経緯

- 本会は、不動産の鑑定評価に関する法律及び同施行規則並びに実務修習業務規程の定めるところにより、実務修習を実施しています。当委員会において、実地演習実施機関及び指導鑑定士による指導内容の充実や実務修習生の負担軽減を図ることを鑑み検討した結果、実務修習の受講申請期間及び実地演習課程における一般実地演習報告書の提出期日に関して、実務修習業務規程施行細則の一部改正を行いました。

## 2. 主な改正のポイント

### ① 受講申請期間の変更（延長）

実務修習受講申請の提出期限について、実地演習実施機関及び指導鑑定士を決定するための準備等による実務修習受講申請者の負担軽減を図るため、現行の「21 日前まで」から「11 日前まで<sup>※1</sup>」に変更します。具体的な受講申請期間は、「実務修習実施計画」において別途公表します。

※1 実地演習実施機関又は指導鑑定士を決定した際に提出する「実地演習受講登録申請書」の提出期日について、実務修習開始日の「11 日前」（11 月 20 日）までとします。（なお、指定期日までに、実地演習実施機関及び指導鑑定士が決定しない場合、実務修習の受講申請は無効）

---

【細則】第 4 条第一号

### ② 基本演習（第一段階及び第二段階）の実施時期変更

基本演習（第一段階）及び同演習（第二段階）の実施時期について、第一段階を「概ね 5 月」、第二段階を「概ね 6 月」に変更します。なお、第三段階と第四段階の実施時期については変更ありません。

		改正前	改正後
実施時期	第一段階	概ね 4 月	<u>概ね 5 月</u>
	第二段階	概ね 5 月	<u>概ね 6 月</u>
	第三段階	概ね 8 月	概ね 8 月（変更なし）
	第四段階	概ね 9 月	概ね 9 月（変更なし）

---

【細則】第 2 条第二号

### ③ 実地演習履修期間の一部変更及び 1 年コースにおける提出類型数の変更

実地演習課程について、第 1 回提出回<sup>※2</sup>における履修期間を「3 月末日」から「4 月 15 日」までに延長するとともに、1 年コースにおける提出回ごとの細分化類型数を変更する。

【改正前（1年コース・2年コース）】

提出回	履修期間
物件調査	12月1日～12月31日（1か月間）
1	12月1日～3月31日（4か月間）
2	4月1日～7月31日（4か月間）
3	8月1日～10月31日（3か月間）
4	11月1日～翌年3月31日（5か月間）
5	翌年4月1日～7月31日（4か月間）
6	8月1日～10月31日（3か月間）

※ 4回目～6回目は2年コースのみが対象。5・6回目は2年コースの再履修期間となる。

【改正後（1年コース）】

提出回	履修期間	類型数
物件調査	12月1日～12月31日（1か月間）	—
1	12月1日～4月15日（4.5か月間）	4件 → 5件（※3）
2	4月15日～7月31日（3.5か月間）	5件（変更なし）
3	8月1日～10月31日（3か月間）	4件 → 3件（※4）

※3 第1回に係る提出類型は、「更地」及び「底地」に、新たに「宅地見込地・農地・林地」を加えた計5件とする（従前どおり、「宅地見込地・農地・林地」の中からの選択が著しく困難な場合は、代替として「工業地」を選択することを認める）。

※4 第3回に係る提出類型は、「区分所有建物及びその敷地」、「地代」、「家賃」の計3件とする。

【改正後（2年コース）】

提出回	履修期間	類型数（変更なし）
物件調査	12月1日～12月31日（1か月間）	—
1	12月1日～4月15日（4.5か月間）	2件
2	4月15日～7月31日（3.5か月間）	4件
3	8月1日～10月31日（3か月間）	3件
4	11月1日～翌年4月15日（4.5か月間）	4件
5	翌年4月15日～7月31日（3.5か月間）	再履修①
6	8月1日～10月31日（3か月間）	再履修②

3. 適用時期

- ・ 上記2. ①の改正は、第19回実務修習（令和6年12月開始予定）の受講申請開始時から適用します。②及び③の改正は、令和6年12月1日から適用します。

以上